

I. 本事業について

1. 事業の目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者に限ります。

本事業における中小企業者とは、【ものづくり技術】で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項、【革新的サービス】で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者(以下に記載)をいいます。

| | 業種・組織形態 | 資本金 | 従業員 | ものづくり技術 | 革新的サービス |
|--------------------------------------|---|----------------|------|----------------------------|--------------|
| | | (資本金の額又は出資の総額) | 常勤 | (中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律) | (中小企業等経営強化法) |
| 資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象 (個人事業主を含む) | 製造業、建設業、運輸業 | 3億円 | 300人 | ○ | ○ |
| | 卸売業 | 1億円 | 100人 | ○ | ○ |
| | サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く) | 5,000万円 | 100人 | ○ | ○ |
| | 小売業 | 5,000万円 | 50人 | ○ | ○ |
| | ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円 | 900人 | ○ | ○ |
| | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円 | 300人 | ○ | ○ |
| | 旅館業 | 5,000万円 | 200人 | ○ | ○ |
| | その他の業種(上記以外) | 3億円 | 300人 | ○ | ○ |
| 組合関連 | 企業組合 | | | ○ | ○ |
| | 協業組合 | | | ○ | ○ |
| | 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 | | | ○ | ○ |
| | 商工組合、商工組合連合会 | | | ○ | ○ |
| | 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 | | | × | ○ |
| | 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 | | | ○ | ○ |
| | 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 | | | × | ○ *注2参照 |
| | 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 | | | × | ○ *注3参照 |
| | 内航海運組合、内航海運組合連合会 | | | × | ○ *注4参照 |
| | 技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの) | | | ○ | ○ |

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 上記の表に該当しない者は対象となりません。例えば、財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、特定非営利活動法人は対象となりません。